

朝霞市野球連盟運営要綱

第1条 この要綱は、朝霞市野球連盟規約（以下「規約」という。）第33条の規定に基づき、朝霞市野球連盟（以下「連盟」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を定める。

第2条 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) クラス別チーム編成に関する事。
- (2) 各種大会運営に関する事。
- (3) 要綱、細則及び規程の改廃に関する事。
- (4) 規律及び栄典、罰則に関する事。
- (5) 表彰選手等の選考に関する事。
- (6) 各種大会派遣チームの選考に関する事。
- (7) その他、連盟運営に必要な事項。

第3条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算報告に関する事。
- (2) 事業計画、事業報告に関する事。
- (3) 規約の改廃に関する事。
- (4) 役員を選任及び改選に関する事。
- (5) その他の重要事項。

第4条 事務局は、次の各号に掲げる事項を立案し管理する。

- (1) 予算、決算の調整に関する事。
- (2) 事業計画の立案に関する事。
- (3) 文書の收受、管理に関する事。
- (4) 規約等の改廃手続きに関する事。
- (5) 記録の保存に関する事。
- (6) 被服の貸与に関する事。
- (7) 用具の購入及び管理に関する事。
- (8) 球場等の確保に関する事。
- (9) 朝霞市野球連盟奨励金交付要綱に関する事。
- (10) その他、事務局に属する事。

第5条 審判（部）は、次の各号に掲げる事項を立案し管理する。

- (1) 大会運営に関する事。
- (2) 大会日程及び審判の割当等に関する事。
- (3) 野球規則等の解明指導に関する事。
- (4) 会員の技術指導及び審判講習に関する事。
- (5) その他、審判（部）に属する事。

第6条 規約等の規定に基づく諸行事に従事するため、次の各号に掲げる費用を支給する。

- (1) 連盟が派遣するチームの大会参加費。
- (2) 朝霞市野球連盟奨励金交付要綱に規定する奨励金。
- (3) 連盟に所属する審判員の謝礼金は、1人1試合につき2,000円以上とする。

(4) 役員等の市外（志木市、和光市、新座市を除く。）の出張について、1人1回につき2,000円とその他必要な経費。

(5) 朝霞市、朝霞市教育委員会及び朝霞市体育協会が主催する行事に参加するに必要な経費。

第7条 慶弔金及び見舞金の支給については、次の範囲内においてその都度決定する。

(1) 試合上における重大な傷病が発生したとき。

(2) その他、重大な事故等が発生したとき。

第8条 市外各種大会に派遣するチームの選考については、本連盟を代表するにふさわしいチームとする。

附 則

この要綱は、昭和60年2月16日から施行し、従前の朝霞市野球連盟組織要綱は廃止する。

この要綱は、平成 8年1月28日から施行する。

この要綱は、平成11年2月14日から施行する。

この要綱は、平成22年2月 7日から施行する。

この要項は、平成25年2月 3日から施行する。